

食安発0316第1号
22消安第9406号
平成23年3月16日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

対香港輸出殻付き家きん卵の取扱いについて

今般、香港政府食物環境衛生署より、香港に輸入される殻付き家きん卵に対する衛生証明書の添付について要請があったため、別紙のとおり、「対香港輸出殻付き家きん卵取扱要領」を定めたこととお知らせします。

つきましては、平成23年4月1日以降輸出される対香港殻付き家きん卵については、本要領に基づき対応頂くとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

なお、現在、香港政府は我が国で発生した高病原性鳥インフルエンザにより、日本からの殻付き家きん卵の輸入を一時的に停止しておりますので、本要領による輸出が可能となるのは、香港政府が輸入を解禁した後となります。